

【平成27年度】長南町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成25年度の人件費率
26年度	人 8,696	千円 4,311,045	千円 162,596	千円 1,012,930	% 23.50	% 22.22

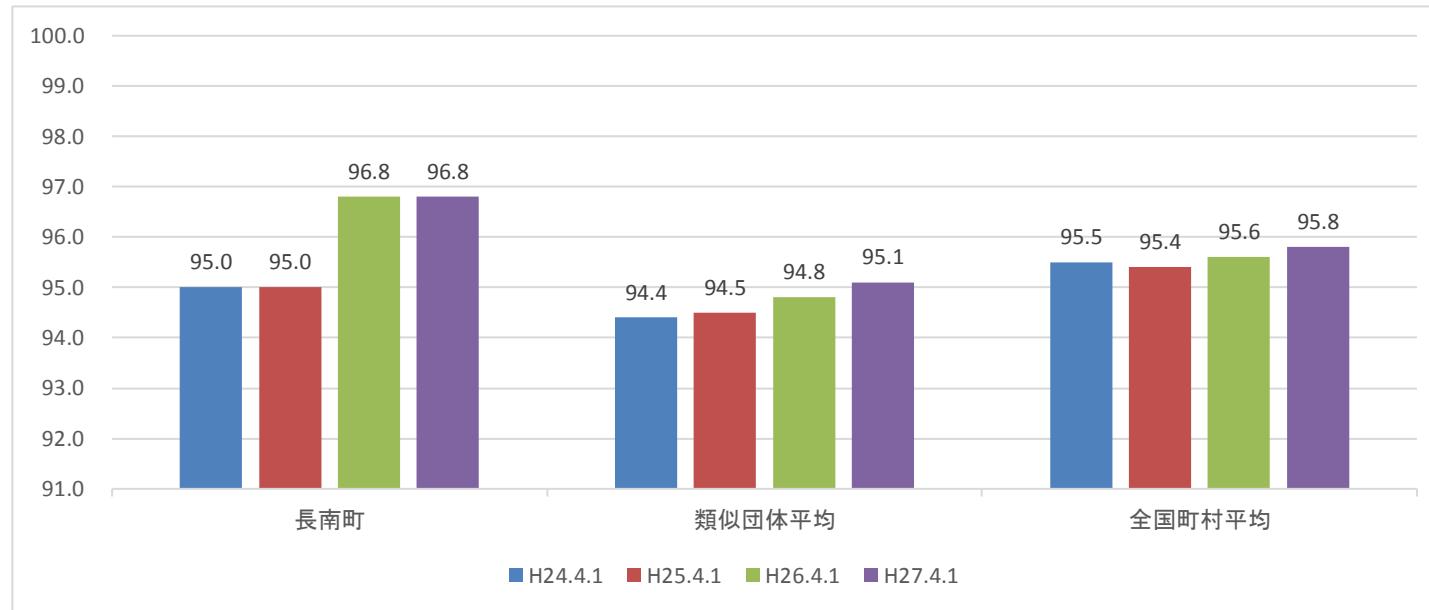
(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 111	千円 401,633	千円 60,925	千円 137,994	千円 600,552	千円 5,410	千円 5,490

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。
4 職員数には、特別職（町長、副町長）・教育長及び長生郡市広域町村圏組合への派遣者を含まない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※平成27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由と改善の見込みについて

該当理由：①初任給の水準を見直し、調整を図った。
改善の見込み：ラスパイレス指数を引き上げている職員構成帯の退職をもって改善される

(4) 給与改定の状況

①一般行政職

区分	人事委員会の勧告				給与改定率		(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)	%	%	
27年度	円 384,321	円 381,098	3223 0.85%	円 0.85	% 0.85	% 0.85	% 0.36

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数		(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)	月	月	
27年度	月 4.22	月 4.10	月 0.12	月 0.10	月 4.20	月	月 4.20

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、棒給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引き下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容)
一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%、最大4%の引き下げの実施。
若年層は引き下げを行わず、高齢層について引き下げの実施。
激変緩和の為、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給補償)の実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しの実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 無
(実施時期) 国基準における場合、長南町の支給割合とともに支給なし。

③その他の見直し内容

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日)

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成27年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
長南町	41.3 歳	298,400 円	360,699 円	320,542 円
千葉県	42.3 歳	326,573 円	416,393 円	381,714 円
国	43.5 歳	334,283 円	408,996 円	408,472 円
類似団体	42.6 歳	310,381 円	354,449 円	336,306 円

②技能労務職

区分	公 務 員				民 間			参考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
長南町	48.8 歳	6 人	232,400 円	255,017 円	246,767 円	—	—	—	—
うち用務員	49.0 歳	3 人	226,600 円	264,433 円	255,333 円	用務員	54.3 歳	199,300 円	1.33
うち調理員	48.7 歳	3 人	238,300 円	245,600 円	238,300 円	調理士	44.0 歳	295,600 円	0.83
千葉県	52.8 歳	559 人	321,373 円	377,586 円	355,842 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	49.7 歳	6 人	271,921 円	294,995 円	282,545 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
長南町	— 円	— 円	— %
うち用務員	4,135,796 円	2,747,000 円	150.6 %
うち調理員	4,652,300 円	4,006,500 円	116.1 %

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計しであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出して

(2) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区分	長南町	千葉県	国
一般行政職	大学卒	176,200 円	182,800 円
	高校卒	143,800 円	148,200 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成27年4月1日現在）

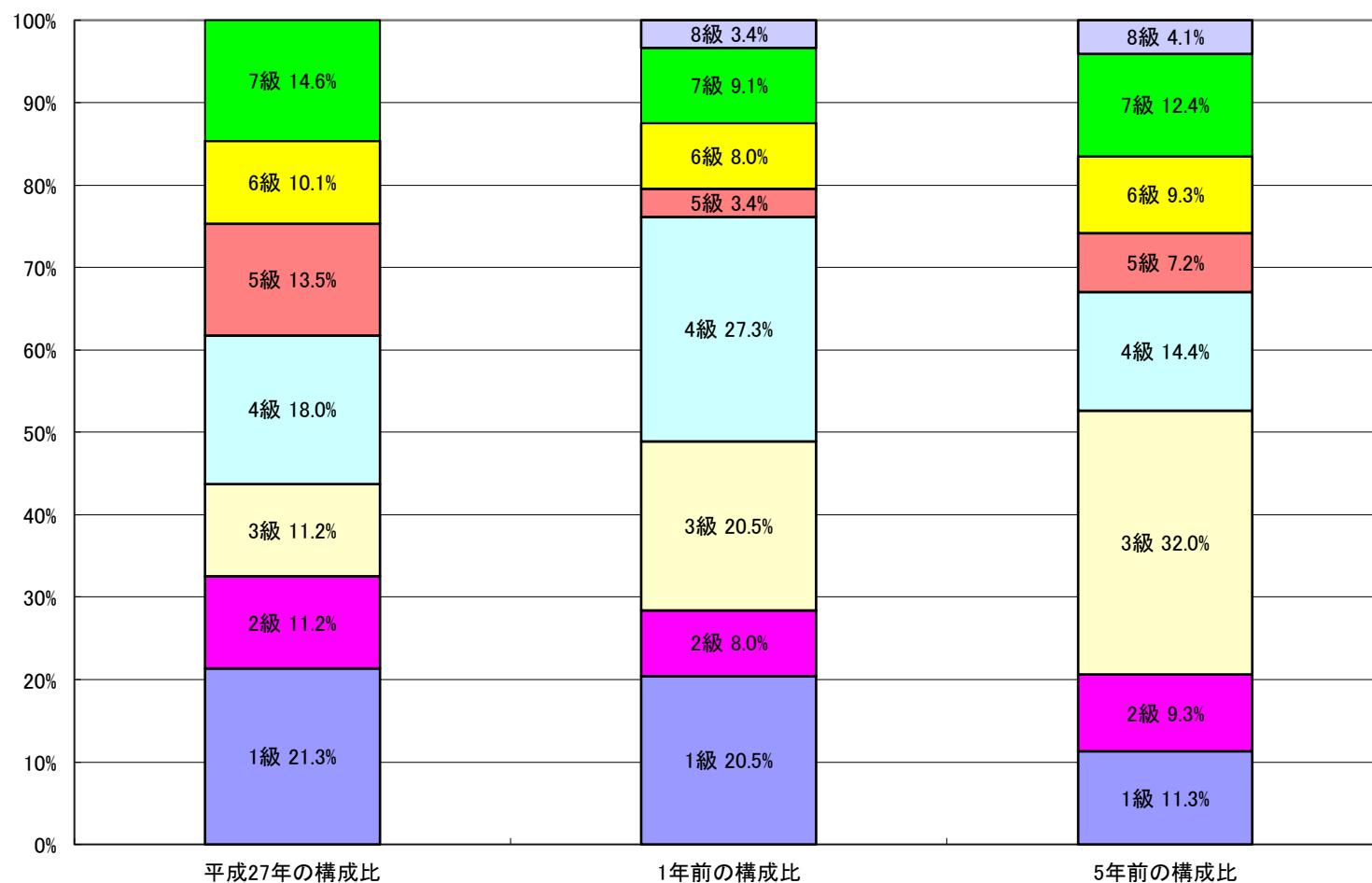
区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	246,125 円	296,850 円
	高校卒	— 円	252,580 円
技能労務職	高校卒	207,600 円	252,580 円
			264,500 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事補・技師補	人 18	% 20.2
2級	主事・技師	人 7	% 7.9
3級	主任主事・主任技師	人 14	% 15.7
4級	副主査	人 19	% 21.4
5級	課長補佐心得・係長・主査	人 16	% 18.0
6級	課長補佐	人 5	% 5.6
7級	課長	人 10	% 11.2

(注) 1 長南町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 職員数には、長生郡市広域町村圏組合への派遣者を含まない。



(注) 平成18年度から平成21年度は、7級制

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価の結果を昇給へ反映するよう試行中。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

長　南　町	千　葉　県	国
1人当たり平均支給額(平成26年度) 1,219 千円	1人当たり平均支給額(平成26年度) 1,539 千円	—
(平成26年度支給割合) 期末手当　　勤勉手当 2.60 月分　　1.50 月分 (1.45)月分　(0.70)月分	(平成26年度支給割合) 期末手当　　勤勉手当 2.60 月分　　1.50 月分 (1.45)月分　(0.65)月分	(平成26年度支給割合) 期末手当　　勤勉手当 2.60 月分　　1.35 月分 (1.45)月分　(0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 15%・25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当(平成27年4月1日現在)

長　南　町	国	
(支給率)　自己都合　勵奨・定年	(支給率)　自己都合　勵奨・定年	
勤続20年　20.445 月分 #####月分	勤続20年　20.445 月分 #####月分	
勤続25年　29.145 月分 34.5825 月分	勤続25年　29.145 月分 34.5825 月分	
勤続35年　41.325 月分 49.590 月分	勤続35年　41.325 月分 49.590 月分	
最高限度額　49.590 月分 49.590 月分	最高限度額　45.590 月分 49.590 月分	
その他の加算措置　定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	その他の加算措置　定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
(退職時特別昇給　)		
1人当たり平均支給額　13,897 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)	— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	— 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %

(注) 地域手当の支給に関しては、条例上は支給することとしているが、現在特例条項を設け支給していない。

(4) 特殊勤務手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(平成26年度決算)	462 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	92,400 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成26年度)	3.9 %
手当の種類(手当数)	5件
手当の名称	主な支給対象職員
感染症処理手当	担当課職員
危険作業手当	担当課職員
行旅病人及び死亡者取扱手当	担当課職員
保安責任者従事手当	担当課職員
処理要員手当	担当課職員

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成26年度決算)	18,481 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	280 千円
支給実績(平成25年度決算)	15,893 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	345 千円

(6) その他の手当 (平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)
扶養手当	配偶者…13,000円 配偶者のいない者の1人目…11,000円 その他…6,500円 特定期間の加算…5,000円	同じ	同じ	11,958 千円	20,164 円
住居手当	職員の居住する借家 …11,000円～27,000円 自宅…1,000円(新築・購入した場合は5年を経過するまでは2,500円)	異	自宅支給用件 国…制度なし	5,002 千円	135,189 円
通勤手当	通勤距離片道2km以上 2,000円～	異	使用距離区分	9,457 千円	80,824 円
管理職手当	課長・局長・主幹…66,500円 課長補佐…33,250円	—	—	15,628 千円	651,167 円
宿日直手当	一般の宿日直…4,200円	同じ	同じ	4,763 千円	86,600 円

5 特別職の報酬等の状況 (平成27年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給 料	町長 副町長	(参考)類似団体における最高/最低額		
		788,000円	850,000 円／	350,000 円
報 酬	議長 副議長 議員	639,000円	710,000 円／	360,000 円
		284,000円	365,000 円／	205,000 円
		237,000円	320,000 円／	175,000 円
期 末 手 当	町長 副町長	213,000円	300,000 円／	155,000 円
		(平成26年度支給割合) 4.10月分		
	議長 副議長 議員	(平成26年度支給割合) 4.10月分		
退 職 手 当	町長 副町長	(算定方式) 在職月 在職月数×35/100	(1期の手当額) 13,238,400円	(支給時期) 任期毎
		方式 在職月数×25/100	7,668,000円	任期毎
	備考			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

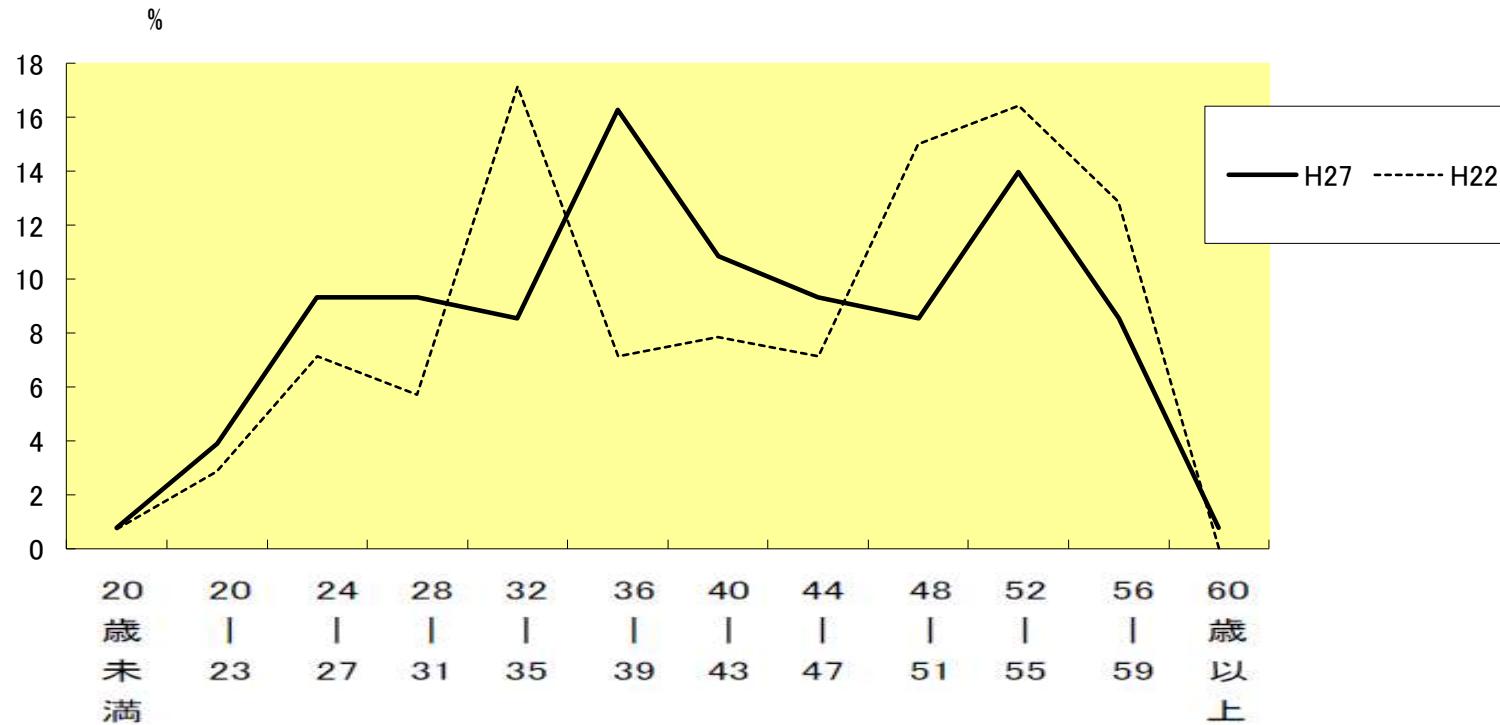
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成26年	平成27年		
普通会計部門	議 会	2	2		<参考> 人口1万人当たり職員数 102.35 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 102.43 人)
	総 務	27	29	2	
	税 務	6	7	1	
	農林水産	10	12	2	
	商 工	1	2	1	
	土 木	7	6	▲ 1	
	民 生	26	24	▲ 2	
	衛 生	9	7	▲ 2	
	計	88	89	1	
公会 當計 企部 業門 等	教育部門	23	23		
	消防部門	—	—	—	
	小 計	111	112	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 128.8 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 124.69 人)
合 計	下水道	1	1		
	その他の	18	16	▲ 2	機構改革による職員配置見直しのため
	小 計	19	17	▲ 2	
合 計		130 [160]	129 [160]	▲ 1 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 148.34 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成27年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳以上	24歳未満	24歳以上	28歳未満	28歳以上	32歳未満	32歳以上	36歳未満	36歳以上	40歳未満	40歳以上	44歳未満	44歳以上	48歳未満	48歳以上	52歳未満	52歳以上	56歳未満	56歳以上	60歳未満	60歳以上	計
職員数	1	5	12	12	11	21	14	12	11	18	11	1	129										

(3) 職員数の推移

年度	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	過去5年間 の増減数 (率)
一般行政	97	90	90	88	88	89	▲ 8 (▲ 8.2)
教育	24	24	22	22	23	23	▲ 1 (▲ 4.2)
普通会計	121	114	112	110	111	112	▲ 9 (▲ 7.4)
公営企業等会計	19	18	20	20	19	17	▲ 2 (▲ 10.5)
総合計	140	132	132	130	130	129	▲ 11 (▲ 7.9)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数